

情報機器の貸出しをご希望される保護者の方へ

情報機器の貸出しについて

1 貸出しを受けられる情報機器

貸出しをする情報機器は、次のとおりです。

- (1) タブレット端末と付属品（ケーブル・充電器）
- (2) モバイルW i e F i（ワイファイ）ルータと付属品（ケーブル・充電器）
～ご家庭にW i e F i（ワイファイ）（※）環境がない場合に貸出しをします～
※W i e F i（ワイファイ）とは、パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機などを無線（ワイヤレス）でネットワーク接続する技術のことです。W i e F i（ワイファイ）環境がある場合には、ご家庭又はマンションなどにW i e F i（ワイファイ）ルータ（「ルーター」ともいう）という機械が設置されています。

2 どのようなときに貸出しをするのかと、貸出しを受ける条件

感染症や災害の発生等の非常時に臨時休業又は出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないときに、保護者が家庭学習のために貸出しを希望する場合に、タブレット端末と付属品（ケーブル・充電器）の貸出しを行います。

また、タブレット端末と付属品の貸出しをするときに、ご家庭にW i e F i（ワイファイ）環境がない場合には、モバイルW i e F i（ワイファイ）ルータと付属品（ケーブル・充電器）を合わせて貸出しします。

3 貸出期間について

貸出期間は学校があらかじめ定めた期間とします。

貸出しするタブレット端末は、お子様が普段学校で使用しているものであり、再び学校で使用する必要がありますので、貸出期間終了後は速やかに返還してください。

また、モバイルW i e F i（ワイファイ）ルータと付属品については、連続して30日までとします。事情により、30日を超えて貸出しをご希望される場合は、改めて貸出し申請の手続きをしていただきますので御了承ください。

なお、返還の際には、保護者の方がご来校いただきますようお願いいたします。

4 貸出回数について

タブレット端末と付属品はお子様1人につき1台とします。

モバイルW i e F i（ワイファイ）ルータにつきましては、原則として1世帯に1台とします。

小学校と中学校にお子様がいる場合は、中学校で貸出しを行います。

（裏面に続きます）

5 貸出費用について

貸出しは無料になります。

ただし、ご家庭で機器を使用する際の充電費用や、ご家庭のW i - F i (ワイファイ)を使用する場合の通信費は、ご家庭でご負担をお願いします。

また、タブレット端末には有害サイトをブロックするフィルタリング(※)をしていますが、万が一、貸出機器を学習活動以外で使用したことにより何らかの費用が発生した場合には、保護者にご負担いただきますので、適切な使用をしていただきますようお願いいたします。

※フィルタリングとは、インターネットのウェブページを一定の基準で判別して、アダルト・暴力・ドラッグなどの有害情報を閲覧できないように遮断する仕組みのことです。

6 貸出手続きについて

- 1 貸出しの希望を学校に連絡してください。
- 2 学校から貸出しについての連絡を受け、学校から伝えられた日時に保護者が学校で手続きをしてください。

手続きの内容は、

- ①学校から注意事項などの説明を受ける、
- ②書類にお名前などをご記入いただく、
- ③貸出機器を受け取る、

になります。

なお、事情により保護者が学校へ行くことが難しい場合は、学校に相談をしてください。

7 モバイルW i - F i (ワイファイ) ルータの使用について

モバイルW i - F i (ワイファイ) ルータは、一定のデータ容量を使用するとそれ以上の使用ができなくなりますので、学習活動以外では使用しないでください。

データ容量を使い切った場合は、学校に連絡をしてください。

8 貸出した機器による損害、損傷等

貸出した機器により、児童生徒又はご家族、第三者などが負った何らかの損害、損傷等に対して学校や教育委員会は責任を負いませんので、予めご了承ください。

情報機器借用についての注意事項

別紙「情報機器借用についての注意事項」の内容を読んでいただき、守っていただきますようお願いいたします。